

第3章 人権施策推進の基本的な方向

1 施策共通の基本的方向

(1) 人権教育・啓発の推進

- ① 学校教育においては、正義感、倫理観や思いやりの心など豊かな人間性をはぐくむための教育の充実を図ります。
- ② 社会教育においては、生涯学習の観点から人権について学べるような機会の充実に努めます。
- ③ 家庭、地域、職場など、さまざまな場を通じて、市民一人ひとりが、人権についての知識や理解を深められるよう啓発に努めます。
- ④ 市職員や教職員に対する人権の研修を進めるとともに、福祉・医療関係者などに対しても、人権意識が高まるよう働き掛けに努めます。

(2) 相談体制の充実

- ① 市民が問題の早期解決を図れるよう、相談しやすい体制づくりと相談窓口の周知に努めます。
- ② 複合的な問題に対応するため、それぞれの相談窓口や関係機関、民間団体などとの連携を図り、迅速かつ確実な解決につなげる体制づくりに努めます。
- ③ 相談内容の複雑化などに対応するため、相談に携わる職員の知識習得と応対技術の向上に努めます。

(3) 市民や関係機関との連携の推進

- ① 市民やNPO団体などの関係団体、官公署と協働・連携し、問題解決に向けて取り組むよう努めます。
- ② 社会全体で人権問題に取り組めるよう、家庭、地域、学校、職場などさまざまな分野での連携に努めます。
- ③ 横須賀市だけでは解決できない問題については、国、県などへ積極的な提言・要請を行い、連携を図るよう努めます。

(4) 人権尊重の視点に立った市政の推進

- ① 個人情報の収集・保管・利用を適正に行い、プライバシーの保護に努めます。
- ② 社会情勢の変化や現状を的確に把握するとともに、複合的な問題についての市内の連携に努めます。
- ③ より適切に人権施策の推進を図るため、効率的な行財政運営に努めます。
- ④ 職員一人ひとりが人権尊重の意識を高め、自覚を持って職務遂行に努めます。

2 分野別課題解決への基本的方向

(※掲載順は優先順位ではありません) 【新】…今回の改定で新しく位置づけられたもの

(1) 男女共同参画

1 現状

憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、・・・性別・・・により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定しています。

しかしながら、性別に基づく差別を見ると、固定的な性別役割分担意識に基づいた制度や慣行は家庭や職場、地域などさまざまな場で根強く残っています。DV^{※1}防止法では、女性に対する暴力だけでなく男性に対する暴力も対象としていますが、配偶者等からの暴力の被害者は女性が多いなど真の男女平等社会の実現には至っていないと言えます。

また、最近では、セクシュアル・ハラスメント^{※2}だけでなく、パワー・ハラスメント^{※3}やマタニティ・ハラスメント^{※4}等の防止啓発に取り組むことも求められています。

「男女共同参画社会基本法」では、地方自治体に対し、直接的に男女共同参画社会の形成の促進に係る施策でなくても、結果的に影響を及ぼすことがあり得ることから、男女共同参画に関する計画に盛り込まれない施策であっても、策定、実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮すべきとしています。

また、平成27年(2015年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)が成立し、働く場面で活躍したいと希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、一定規模以上の事業主に対する「事業主行動計画」の策定が義務付けられました。

2 これまでの施策

横須賀市では、平成7年(1995年)に男女共同参画社会実現のための具体的な取り組みとして「女性行政総合プラン(デュオプランよこすか)」をスタートさせ、これを機に、男女共同参画推進の拠点施設として「デュオよこすか」を開設しました。

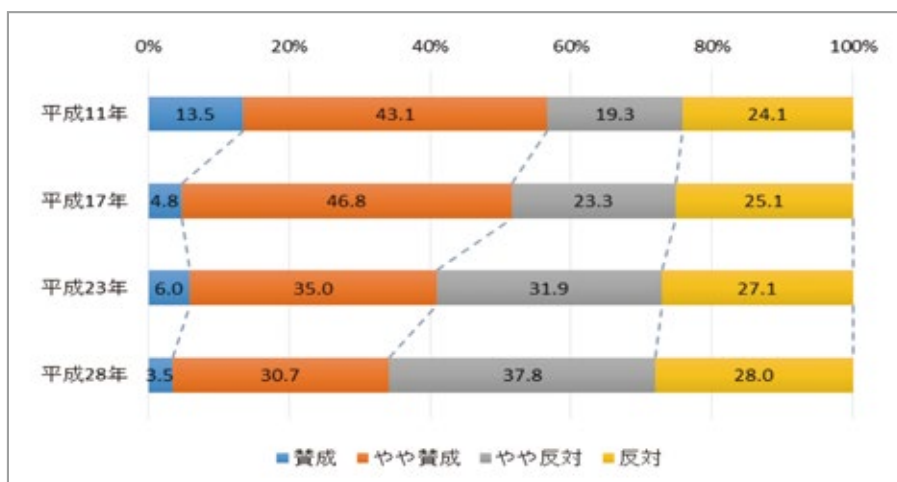
平成13年(2001年)12月には、「男女共同参画推進条例」を制定し、性別にかかわらず、すべての人が個人として尊重され、あらゆる分野において、互いに個性と能力を発揮できる社会の実現を目指すため、「男女共同参画の推進を横須賀市の主要な施策として、総合的に実施する」ことを、横須賀市の責務として位置付けました。

また、平成14年(2002年)からは、市役所自らが男女共同参画を推進し、市内事業所のモデルとなるよう努めていくための「男女平等モデル事業所づくり計画」を策定しました。現在、この取り組みは「第5次男女共同参画プラン」に引き継がれています。

3 課題

「男は仕事、女は家庭」といった性別を理由に役割や責務を固定的にとらえる意識は、社会に根強く残っており、また、保育所の待機児童の問題や、女性だけでなく男性も産休・育休が取りづらい環境などがあり、こういったことが家庭や職場、地域などにおいて男女共同参画の推進を妨げる一因となっています。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



出典：第5次横須賀市男女共同参画プラン 2018年度～2021年度より

本市人口と15歳以上就業者数

		総数	男	女
人口（人）		406,586	202,775	203,811
内訳	年齢不詳	1,443	951	492
	0～14歳	46,530	23,788	22,742
	15歳以上	358,613	178,036	180,577
15歳以上就業者数（人）		173,982	103,558	70,242

出典：平成27年（第20回）国勢調査結果より作成

※「男は仕事、女は家庭」という考え方を否定する割合は増えてきているものの、依然として、「固定的な性別役割分担意識」が根強く残っていることが分かります。また、本市の15歳以上人口と15歳以上就業者数を見ると、男性よりも女性の就業割合が低いことが読み取れます。

4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、今後も、家庭や職場、地域など、あらゆる場で性別役割にしばられることなく人権が等しく尊重され、自らの選択によってあらゆる分野における活動で協力しあい、互いに個性と能力を発揮し、その利益を享受できる男女共同参画社会の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

（１）政策・方針決定過程への女性の参画促進

審議会等や事業所における女性の参画を促進し、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大することにより、誰もが活躍できるまちの実現を目指します。

（２）女性の活躍推進

女性が意欲を持って継続して就業できるよう、また離職した人が自分のライフスタイルに合わせた就業ができるよう、起業や再就職に関するセミナー等の情報提供、女性のための相談窓口の充実など、女性が活躍しやすい環境づくりを推進します。

（３）ワーク・ライフ・バランスの推進【新】

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活、地域活動等とのバランスをとりながら、個人の生活状況に応じたライフスタイルを選択できることが重要です。特に、いわゆる男性中心型労働慣行を見直すことで自分のライフステージに応じた多様な働き方を選択し、ワーク・ライフ・バランスを実現していくことができるよう意識啓発と情報提供に努めていきます。

（４）暮らしやすい社会の意識づくり

男女共同参画を推進していくためには、多くの方々を対象に男女共同参画に関する理解を深めるための意識啓発や情報提供を継続的に実施していくことが重要です。広報紙やホームページ等の活用や関係団体等と協働することで、男女共同参画についての啓発や働き掛けをしていきます。

（５）誰も孤立させない社会に向けた支援【新】

女性の悩みは、女性が社会的に置かれる立場と深く関係していることから、さまざまな困難を抱える女性が孤立しないよう相談体制の充実に努めます。

また、多様な性を尊重する社会を実現するために、性的マイノリティ^{※５}に対する理解の促進と支援に努めていきます。

（６）家庭・地域・学校における男女共同参画の推進

誰もが安心して子育てや介護をしながら、仕事や地域活動等に参画していくためには、子育てや介護について男女が共に関わっていくという意識を持ち、社会全体で支援していく取り組みが必要です。

そのため、子育て支援や介護相談の支援、及びひとり親への就労支援などに取り組んでいきます。また、災害時における多様なニーズへの配慮や学校での啓発は重要であり、誰もが個々の人権を尊重しあえるよう、これからの時代を担う子どもも含めた取り組みを行います。

（７）DV等を根絶する環境づくり

DV（デートDVを含む）やさまざまなハラスメント等による人権侵害についての理解を深め、あらゆる場面で暴力やいじめ、嫌がらせは許さないという意識の醸成が図れるよう啓発を進めます。

また、相談窓口の一層の周知に努め、被害者の立場に立った相談・支援に取り組んでいきます。

用語解説

※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人、婚約者、同棲相手など親密な関係にある者が体力、経済力、社会的信用等のパワー（力）を背景に、パートナーに対してさまざまな暴力をふるうこと。

※2 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

相手が望まない性的な言動により不利益を受けたり、職場環境や生活環境が不快なものになったりすること。

※3 パワー・ハラスメント（パワハラ）

職務上の地位や人間関係を利用したいじめや嫌がらせ。

※4 マタニティ・ハラスメント（マタハラ）

妊娠・出産・育児休業等に起因した職場でのいじめや嫌がらせ。

※5 性的マイノリティ

性の在り方において、少数派とされる人々のこと。例えば、恋愛対象として同性を好きになったり（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者）、男性も女性も恋愛対象となったり（バイセクシュアル＝両性愛者）、生まれ持った性別に違和感があったり（トランスジェンダー＝体の性別と性自認が異なる人）、性自認が「男」や「女」などとはっきり固定されていなかったり（クエスチョニング）する人もいる。それぞれの英語の頭文字を並べて「LGBT」「LGBTQ」「LGBTs」などと表現されることもある。ただし、性別や恋愛はもっと多様であることが知られている。

コラム

DVの種類 ※暴力にはさまざまな種類がある。

1 身体的暴力

・殴る、蹴る、首を絞める、髪を持って引きずり回すなど

2 心理（精神）的暴力

・暴言を吐く、大声を出す、無視する、浮気や不貞を疑うなど

3 経済的暴力

・生活費を渡さない、経済的に自立することを妨げるなど

4 性的暴力

・性行為を強要する、避妊に協力しない、中絶を強要するなど

5 社会的隔離

・外出や親族・友人との付き合いを制限する、メールを見たり、GPS機能で居場所をチェックしたり（デジタル暴力）、電話をかけさせないなど交友関係を厳しく監視するなど

6 その他

・「おまえは家事だけやればいいんだ」「この家の主は俺だ」等と男性の特権を振りかざす、暴力をふるう原因が女性にあると責任を転嫁するなど

(2) 子ども

1 現状

平成元年（1989年）、国連総会において18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「子どもの権利条約」が採択され、日本も平成6年（1994年）にこの条約を批准しました。

しかし、少子化の進展による子育て世帯の減少や共働き世帯の増加により子育ての孤立や負担感の増加が問題化し、子育てに関する不安や悩みが顕著になってきています。そのような中で、不登校、ひきこもり、子どもの人権を脅かすいじめ、虐待、貧困、児童ポルノやJ Kビジネスなどが、深刻な社会問題となっています。このような問題は、家庭や地域の教育力の低下、地域や社会の連帯意識の希薄化、経済的な問題、情報通信技術の急速な発展、性の商品化など、さまざまな社会的要因が重なり合って起こっていると思われます。

2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀子ども未来プラン」「横須賀市教育振興基本計画」を策定し、子どもたちと、子育てに携わっているすべての人たち、次世代をはぐくむ親となる人たちに向けた、「子どもの人権」教育や啓発活動、相談事業、スクールソーシャルワーカーの配置のほか、さまざまな施策を進めています。

3 課題

いじめは不登校の原因ともなります。いじめは、いじめられた子どもの「教育を受ける権利」を奪うことにほかなりません。

いじめや虐待は、最悪の場合、被害を受けた子どもに自らが望まない死をもたらす引き金となることさえあります。

このように、いじめや虐待は、子どもの「教育を受ける権利」や「生きる権利」さえも奪いかねない重大な人権侵害です。

また、青少年の非行問題、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪も、解決しなければならない子どもの人権問題です。

4 施策の方向性（主な取り組み）

子どもたちの健やかな成長は、すべての市民の願いです。横須賀市は、子どもたちが未来に向かって自分らしく大きな夢を抱くことができるよう、さまざまな取り組みを進めていきます。

(1) 地域における子育て支援と相談の体制の充実

家庭等における子育て支援や、子育て支援に関する相談体制の充実と情報提供、ネットワークづくりの支援、子育て家庭への経済的支援等、子育て支援体制の充実を図ります。

(2) 家庭や地域における教育力の向上

市民一人ひとりが公共の精神や豊かな人間性を備え、そして、家庭や地域において協調して子どもを心豊かにたくましく、健やかにはぐくむため、社会教育施設・学校・地域が連携し、家庭や地域における教育力の向上を図っていきます。

(3) いじめの未然防止と早期解決のための取り組みの推進

平成25年（2013年）9月に施行された「いじめ防止対策推進法」の内容及び「横須賀市支援教育推進委員会」での議論を踏まえ、実効性のあるいじめ防止対策に取り組んでいきます。併せて、体罰の根絶と学校問題（学校運営上支障となる諸問題）の解決を図る対策を進めるため、「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」を定め、横須賀市の全ての子どもたちが、充実した学校生活を送ることを目指しています。

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用など、当事者が相談しやすい学校内の環境や人間関係の構築に努めます。また、教育相談窓口において、不安や悩みを抱える児童生徒、保護者に対するカウンセリング相談、心のケアを行います。

(4) 不登校やひきこもりの児童生徒への支援の推進

不登校やひきこもりとなった児童生徒に対して、保護者との連絡を密にし、関係機関との連携を取りながら、支援を進めます。

（未成年のひきこもり→こども青少年支援課、成人のひきこもり→保健所健康づくり課、生活福祉課）

(5) 虐待の発生予防・早期発見・早期対応への取り組みの推進

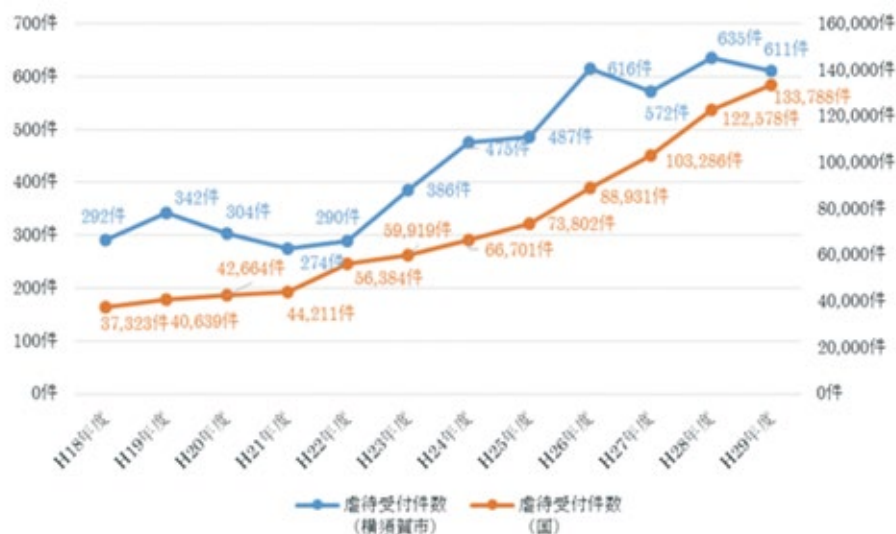
児童相談所をはじめとした関係機関や地域とのネットワークを構築し、虐待の発生予防・早期発見・早期対応や、児童、保護者などへのケアに関して総合的な施策を推進します。

命の大切さ、虐待の予防について、子育てに関するあらゆる施設において啓発を行うとともに、医療機関などに対しても理解を求めています。

(横須賀市件数)

児童虐待相談受付件数の推移

(国件数)



出典：横須賀市こども育成部データより作成

※本市が児童相談所を設置した平成18年度以降の本市の児童虐待受付件数を見ると、社会の児童虐待の意識の高まりや子育てに関わる不安やストレスなどにより増加傾向にあります。国の数値も本市同様に増加し、平成29年度では最高件数となりました。

(6) 社会的養育を必要とする子どもの支援の推進【新】

児童養護施設や里親などの社会的養育のさまざまな担い手との連携のもとで、社会的養育を必要とする子ども達への適切な支援を進めます。

(7) 健やかに育つ社会環境づくりの推進

子どもたちの心とからだを守るため、家庭・地域・学校・事業者との連携により、喫煙、飲酒などの防止や有害社会環境の浄化などを進め、これに取り組む人材を確保・育成するとともに、青少年の健全育成に関する市民活動を促進します。また、児童が放課後に安心して過ごせる場を充実させていきます。

(8) 児童搾取防止の啓発活動の推進

児童買春や児童ポルノなど、子どもを対象にした商業的搾取や犯罪の防止に向けて、子どもの権利擁護に関する啓発を進めます。

(9) 教職員への人権意識の啓発の推進【新】

子どもをいじめから守る取り組みや、体罰、さまざまなハラスメント等を防止するため、教職員一人ひとりの人権意識を向上させる研修等を行います。

(10) 子どもたちへの人権意識の啓発の推進【新】

幼少期からの子どもたちの人権意識の醸成に資するため、人権擁護委員による保育園や幼稚園での人権教室等の啓発活動を行います。

1 横須賀市のいじめ等に対する取り組み

横須賀市では、国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年（2013年）法律第71号）及び「横須賀市いじめ等の対策に関する条例」（平成26年（2014年）7月1日施行）に基づき、いじめの防止等、体罰の根絶及び学校問題の解決に関する対策が総合的かつ効果的に行われるようにするため、「横須賀市いじめ等の対策に関する基本方針」を定めた（平成30年（2018年）3月改定）。

この基本方針に基づき、すべての学校には、「学校いじめ防止基本方針」の策定及び「いじめ防止等の対策のための組織」の設置が義務付けられている。

2 リベンジポルノ防止法

元交際相手などの性的な画像などを、別れた後に嫌がらせのため、無断でインターネットなど不特定多数の人に見られるような公共の場で公開する行為、いわゆる「リベンジポルノ」が発生している。子どもたちがSNSなどを通じて知り合った相手によってなされることがあり、不特定多数の人に画像などを拡散されてしまうと、回収や削除が困難なため、被害者は長期にわたって苦しみ続けることになり、問題となっている。

平成26年（2014年）に「リベンジポルノ防止法」（私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律）が施行され、このような行為は罪に問われることになった。

(3) 高齢者

1 現状

令和元年（2019年）6月1日現在の横須賀市の住民基本台帳登録人口は、約40万5,000人です。そのうち65歳以上の高齢者は約12万6,000人で、全体の約31%を占めています。

また、高齢者のいる世帯に占める「単独世帯」は増加傾向を示しており、より一層の地域での見守りや生活支援などの支え合いが必要です。

2 これまでの施策

横須賀市は、「横須賀高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画を含む）」に基づいて、「高齢者の尊厳を守り、地域とのきずなを保ちつつ、その人らしい生活を支援」し、「高齢者が、長寿であることを喜べるまち」の実現に向けた取り組みを進めてきました。「高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、健康でやさしい心のふれあうまち」の実現に向けた取り組みを進めています。

3 課題

高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。介護が必要な高齢者やその他何らかの援護を必要とする高齢者が増えるに従い、さまざまな福祉サービスがあるにもかかわらず、詐欺的な商法の被害や身体的・経済的虐待に遭ったりするような事例も生じています。このような事例は、高齢者の人権という観点から、人間の尊厳や生存権などにかかわる見過ごすことのできない問題です。

4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを推進していきます。

（1）生涯現役で生き生きと活動的に暮らせる環境づくりの推進

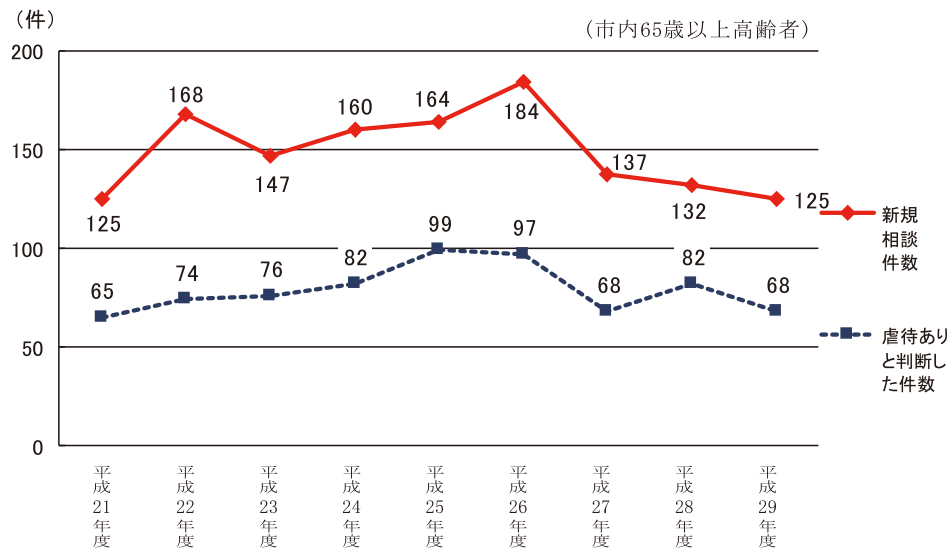
高齢者が、地域社会の中で、健康で社会活動に参加しやすい環境づくりや働く機会を提供することが求められています。また、第一線を退く定年前後から、できるだけ切れ目なく第二の人生に移行できる仕組みづくりを進めるとともに、高齢者がそれぞれの価値観やライフスタイルに合わせ、生き生きと活動することができるようにします。一人ひとりが健康を保持しながら、心豊かに生活を送るための健康づくり、外出支援、生きがい活動を充実させる必要があります。

（2）虐待防止のための高齢者、養護者及び介護施設従事者等への支援の取り組み

高齢者虐待に関する相談窓口として高齢者虐待防止センターを設け、未然防止・早期発見・迅速かつ適切な対応をすべく、地域や地域包括支援センターなどの関係機関と連携を図り、高齢者・介護者双方の支援に努めます。

高齢者や家族、介護に従事する人及び市民に、高齢者虐待防止の重要性や認知症の介護について、正しく理解してもらうため、啓発活動を進めます。

養護者による虐待に関する新規相談件数と虐待ありと判断した件数の年次推移



出典：横須賀市福祉部 平成21年度～29年度高齢者虐待防止事業報告書より作成

※新規相談件数は、平成27年度より減少しましたが、虐待ありと判断した件数は、相談の約半数前後で、大きな変化はありません。

(3) 介護予防についての意識を高め、高齢者の生活機能の維持向上の促進

65歳以上のすべての高齢者を対象として、生涯現役で活躍できる地域社会の構築や健康寿命の延伸を目指し、講演会や入門的な介護予防教室を開催して、介護予防に関する知識の普及及び啓発を行います。

要介護認定を受けている高齢者に対しては、その介護度に応じたサービスを提供することで、要介護状態の重度化を防止し、生活機能の維持向上を図ります。

(4) 住み慣れた地域での生活の支援

住み慣れた地域で暮らし続けることができる仕組みづくりの構築を目指し、高齢者の生活全般を支援するための行政が行う福祉サービスの充実はもとより、高齢者自身の自立への取り組みを充実させます。

(5) 高齢者の権利擁護の推進

日常生活や介護サービスの利用に係る高齢者の自己決定が最大限に尊重されるよう努め、判断能力が不十分な方等に対しては成年後見制度や、よこすかあんしんセンターを活用するなど、権利擁護を進めます。

(6) 介護保険制度の広報・啓発や研修などの充実

充実した介護を行うため、地域、行政、サービス事業者等との連絡を密にするなど、地域での情報共有を推進し、連携に努めます。

適正な介護保険の運営を確保するために、公平かつ公正な要介護認定が行えるよ

う、職員等への研修を実施するほか、介護保険のさまざまな情報を公表し、制度に関する広報や啓発活動の実施、事業者に対する研修や指導などの充実を図ります。

（７）利用しやすい施設・設備づくりの推進

公共の施設・設備に対して、高齢者に限らず、誰もが利用しやすいユニバーサルデザイン※の考え方を取り入れた整備・改修を行っていきます。

（８）福祉教育の充実

福祉関連施設や地域社会との連携を図り、高齢者への尊敬や感謝の心を育て、それを実践できるよう、子どものときから福祉意識を育てる環境づくりを進めます。そして、市民一人ひとりが高齢社会を自らの問題として捉え、共に支え合う社会の構築を図ります。

（９）介護人材を確保し、定着を促進【新】

介護従事者のさらなる処遇改善を図ることを国に働き掛け、社会的評価を高めることにより、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、中高年齢層などの潜在的な働き手の活用や、若い世代へ介護の仕事の魅力を伝えることなどにより、介護を担う人材の裾野の拡大に努めます。

（１０）認知症になっても安心して暮らせるまちづくりの推進【新】

市民一人ひとりが認知症について正しく理解し、偏見を持たず認知症の人や家族に適切に対応できるようにするとともに、認知症の人ができるだけ早期に診断・治療を受け、今後の生活について相談し対応ができる継続的な支援体制の確立に努めます。

用語解説

※ ユニバーサルデザイン

施設などの設計を、文化、言語、国籍、年齢、性別、能力などの違いや、障害の有無などにかかわらず、すべての人が利用できるものとする。

コラム

にこっとチーム

横須賀市では、認知症の人や認知症の疑いがある人に対し、認知症についての助言、受診、介護サービスの利用などの勧奨など必要な支援をし、安定した生活を送る見通しがつくまで、集中的に支援をする横須賀市認知症初期集中支援チーム（にこっとチーム）を設置し、自立生活の継続をサポートしています。

(4) 障害者

1 現状

平成23年（2011年）に「障害者基本法」の改正、平成25年（2013年）に「障害者総合支援法」の施行、平成26年（2014年）に「障害者の権利に関する条約」の批准、また平成28年（2016年）には「障害者差別解消法」の施行による合理的配慮^{※1}の不提供の禁止など、障害者福祉をとりまく環境は変わりつつあります。

2 これまでの施策

横須賀市は、平成9年（1997年）に「よこすか障害者福祉計画ハートフルプラン21」、平成15年（2003年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成21年（2009年）に「よこすか障害者福祉計画」、平成27年（2015年）に「横須賀障害者福祉計画」（6か年計画）を策定しました。さらに、国の基本方針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針）に基づき、平成30年（2018年）に「第5期横須賀市障害福祉計画」を策定し、障害者施策を推進してきました。

横須賀市においても、障害者が生涯を通じ一貫した支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境などの分野で、総合的・計画的に施策を推進していくことが求められています。

横須賀市は、平成24年度（2012年度）から「インクルージョン」^{※2}の考え方に重点を置き、「リハビリテーション」^{※3}、「エンパワメント」^{※4}の三つの考え方を「横須賀障害者福祉計画」の理念として掲げています。

3 課題

これらの理念を実現するためには、障害者が自己選択・自己決定でき、そのために必要なさまざまな支援が身近な所で受けられる生活が保障されなければなりません。

しかし、地域社会には、これを困難にしている都市環境などの物理的障壁（バリア）ばかりでなく、差別につながるような制度・意識上の障壁などさまざまな社会的障壁^{※5}が存在しており、これらを取り除いていく必要があります。

4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、これらの考え方に基づき、「障害者が自分らしい自立した生活を送りながら、自らの能力を発揮することで、自己実現をより可能とする社会」、「障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち」の実現に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

(1) 障害者の地域生活の支援

障害者が住み慣れた居宅や地域で、より安心して暮らせるよう、ホームヘルプサービスの充実、グループホームなどの充実、移動支援の充実、住宅確保の支援、経済的自立の促進、余暇活動の支援、防災対策の充実を図ります。

(2) 保健・医療サービスの充実

医療従事者への研修の実施、救急医療体制の充実、精神保健施策の推進などにより、障害者が受けられる保健・医療サービスの充実を図ります。

(3) 相談支援・情報提供の充実

障害者が身近な地域で相談や支援を受けられる体制を整備し、必要な情報の収集に努め、情報提供や相談員の専門研修の充実を図ります。

(4) 障害児施策の充実

障害児の経過検診の充実や障害児・慢性疾患児を持つ親の孤立の予防、地域の療育関係機関とのネットワークの構築などを進め、療育機能の充実を図ります。また、教育の面では、多様な障害に対応した支援体制の整備などの就学支援の充実や校舎のバリアフリー化^{*6}の推進など、教育体制の充実を図ります。

(5) 働く場・活動の場の充実

障害者の就労支援を充実させるとともに、地域も含めた活動の場の充実を図ります。

(6) バリアフリーのまちづくりの推進

まちづくりにユニバーサルデザインを取り入れるとともに、交通などのハード面のバリアフリーや、差別・偏見のない心のバリアフリーを進めます。

(7) 権利擁護システムの構築推進

障害者が虐待や差別、偏見を受けることがなくなるよう、学校・社会教育の場で、人権思想や障害に対しての知識理解、障害者福祉思想の普及・啓発に努めるとともに、財産権その他の障害者の権利擁護対策の充実を図り、権利擁護システムの構築を進めます。

(8) 障害者福祉の推進基盤の整備

難病対策や地域ケアの充実、障害者福祉施策の検討への当事者の参画、地域関係者との連携、ボランティア活動の育成など、障害者福祉を推進していくための基盤の整備を進めます。

横須賀市の障害者数の推移

身体障害者数の推移

各年 4 月 1 日現在

		視覚障害	聴覚・平衡 機能障害	音声・言語 ・そしゃく 機能障害	肢体不自由	内部 機能障害	計
平成25年	人 数 (構成比)	975 人 (7.0%)	1,203 人 (8.7%)	135 人 (1.0%)	7,276 人 (52.5%)	4,268 人 (30.8%)	13,857 人 (100.0%)
平成26年	人 数 (構成比)	943 人 (6.8%)	1,189 人 (8.5%)	150 人 (1.1%)	7,337 人 (52.5%)	4,350 人 (31.1%)	13,969 人 (100.0%)
平成27年	人 数 (構成比)	917 人 (6.6%)	1,237 人 (8.9%)	151 人 (1.1%)	7,217 人 (51.8%)	4,421 人 (31.7%)	13,943 人 (100.0%)
平成28年	人 数 (構成比)	914 人 (6.6%)	1,239 人 (9.0%)	145 人 (1.1%)	6,979 人 (50.6%)	4,510 人 (32.7%)	13,787 人 (100.0%)
平成29年	人 数 (構成比)	909 人 (6.7%)	1,247 人 (9.1%)	147 人 (1.1%)	6,775 人 (49.6%)	4,572 人 (33.5%)	13,650 人 (100.0%)

知的障害者数の推移

各年 4 月 1 日現在

		最重度 (IQ20 以下)	重度 (IQ21~35)	中度 (IQ36~50)	軽度 (IQ51 以上)	計
平成25年	人 数 (構成比)	630 人 (21.8%)	691 人 (24.0%)	789 人 (27.3%)	775 人 (26.9%)	2,885 人 (100.0%)
平成26年	人 数 (構成比)	642 人 (21.4%)	712 人 (23.7%)	816 人 (27.2%)	830 人 (27.7%)	3,000 人 (100.0%)
平成27年	人 数 (構成比)	641 人 (21.1%)	689 人 (22.7%)	811 人 (26.7%)	899 人 (29.6%)	3,040 人 (100.0%)
平成28年	人 数 (構成比)	654 人 (20.7%)	695 人 (22.0%)	829 人 (26.2%)	982 人 (31.1%)	3,160 人 (100.0%)
平成29年	人 数 (構成比)	637 人 (20.1%)	682 人 (21.5%)	819 人 (25.9%)	1,028 人 (32.5%)	3,166 人 (100.0%)

精神障害者手帳の所持者数の推移

各年 4 月 1 日現在

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
1 級	384 人	359 人	382 人	393 人	399 人
2 級	1,747 人	1,872 人	1,921 人	2,002 人	2,128 人
3 級	676 人	743 人	819 人	865 人	944 人
計	2,807 人	2,974 人	3,122 人	3,260 人	3,471 人

出典：第5期横須賀市障害福祉計画（第1期横須賀市障害児福祉計画を含む）より

※身体障害者数は減少していますが、知的障害者、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にあります。

用語解説

※ 1 合理的配慮

障害者差別解消法では、行政機関や事業者に対して、障害者から社会的障壁を除いて欲しい旨の意思表示があった際は、過度の負担を伴わない場合、社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。

※ 2 インクルージョン

誰もが差異や多様性を認め合い、相互の連帯や心のつながりを築き、すべての人々が疎外されることなく社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方。

※ 3 リハビリテーション

障害をもつことにより、社会的に不利な立場に立った人に対するあらゆる分野での総合的な援助。

※ 4 エンパワメント

自己の長所や能力を自覚し、主体的に自己決定・問題解決能力を付けていくという考え方。

※ 5 社会的障壁

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるような、社会における事物（通行、利用しにくい施設設備など）、制度（利用しにくい制度など）、慣行（障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など）、観念（障害のある方への偏見など）その他一切のもの。

※ 6 バリアフリー

障害のある人だけではなく、すべての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なすべての障壁を除去すること。

コラム

ノーマライゼーションとインクルージョン

ノーマライゼーションとは、障害者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそがノーマルな社会であるという考え方である。

インクルージョンとは、社会的包摂という意味を持ち、誰もが差異や多様性を認め合い、すべての人が社会の中に溶け込み、地域社会へ参加・参画するという考え方である。

障害施策に関する考え方は、時代の変遷とともにさまざまなものが生まれてきたが、インクルージョンはノーマライゼーションの考え方を継承しながら、障害施策の基本として、対象者をより幅広く持った考え方となっている。

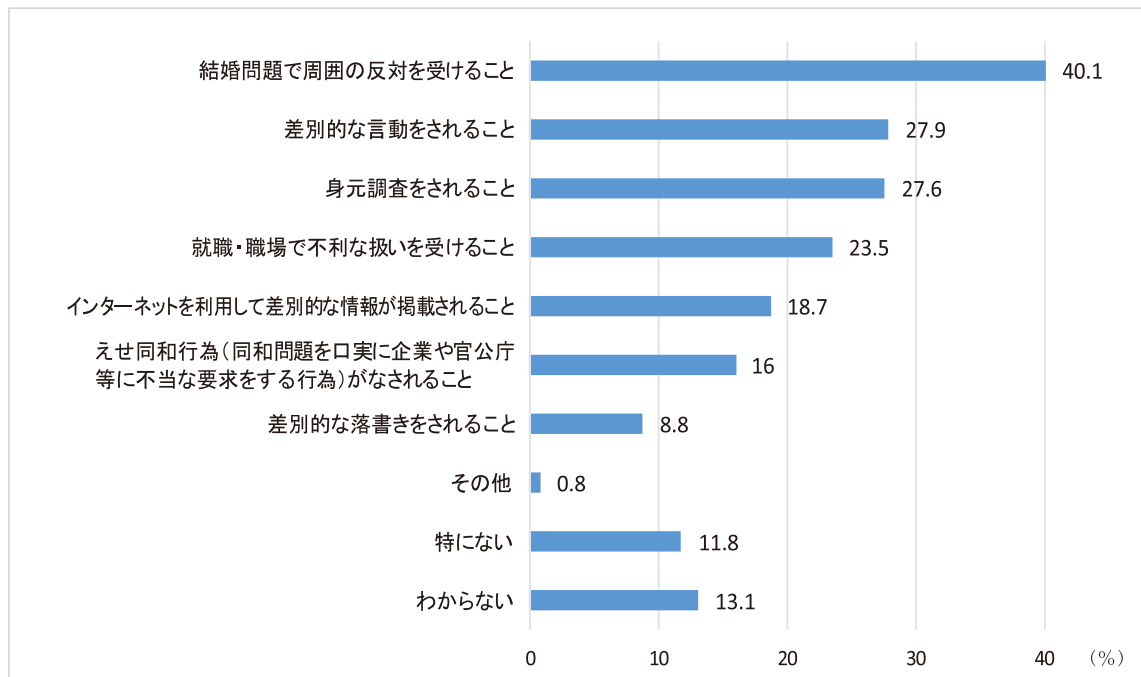
(5) 同和問題

1 現状

同和問題一部落差別とは、日本社会の歴史的発展の過程で、政策的に身分差別として形づくられてきたものです。明治時代に入り、制度上の差別はなくなりました。しかし、実際にはなお、一部の人たちが長い間さまざまな差別を受けてきています。

部落差別等の同和問題に関する人権問題

(部落差別等の同和問題を「知っている」とするものに、複数回答)



※複数回答のため、合計が100%となりません。 出典：内閣府平成29年度人権擁護に関する世論調査より作成

※いまだに、結婚問題や差別的な言動をされるなどの事案が発生しています。

2 これまでの施策

昭和44年（1969年）、政府は「同和对策事業特別措置法」を制定し、各種の特別対策を講じてきました。横須賀市においても、個人施策としての給付・貸付事業や、下水道や道路などの環境整備事業を行い、実態的差別の改善に成果を挙げてきました。

上記の特別措置法に始まる一連の法制度は、平成14年（2002年）をもって失効し、横須賀市も一般施策の中で対応することになりました。また、人権教育・啓発の取り組みにより、心理的差別についてもその解消に努めてきました。

また、平成28年（2016年）には、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が成立し、国及び地方公共団体の責務は相談体制の充実や教育及び啓発を図るよう努めることが定められました。

3 課題

全国的に見ると、インターネット上での差別書き込みや、結婚・就職差別に結び付く恐れのある戸籍の不正請求、えせ同和行為など、同和問題解決の障害となる行為が見受けられます。

4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、同和問題の解決に向けて、さまざまな取り組みを進めていきます。

（１）教育・啓発活動の推進

同和問題に関する正しい知識の普及は、人権教育・啓発として取り組むべき課題の一つと位置付け、人権団体や当事者団体とも連携を図りながら、差別意識や偏見をなくすための啓発活動を進めます。

（２）人権教育の推進

学校教育において、それぞれの発達段階に応じて、差別が誤りであり、差別をしてはいけないことを教え、差別を許さない心をはぐくむ教育を進めます。

（３）えせ同和行為の排除

同和問題を口実として、企業や行政機関に不当な要求を行う、えせ同和行為の排除のため、官公署などの関係機関と連携し、対処方法などについて、市民、事業者への啓発や、市職員に対する研修を行います。

（４）相談体制の充実

生活基盤の安定、福祉の向上、人権擁護などを図る目的で、人権団体や当事者団体が行う相談事業を支援するとともに、横須賀市の窓口においても、当事者が安心して相談できる体制の充実を図ります。

（５）権利擁護の推進

就職・結婚差別に結び付く恐れのある戸籍・住民票の不正請求は、戸籍法・住民基本台帳法の改正により法的な対策は整えられました。横須賀市では、本人通知制度を導入していますが、見直しを行い窓口での不正取得防止の徹底に努めます。

（６）当事者団体との連携及び地域住民の交流の促進【新】

生活相談などを相談しやすい体制を整えるとともに、当事者団体と連携し差別のない社会の実現に取り組みます。

また、地域の住民同士の理解や交流を深めるための取り組みの促進に努めます。

部落差別解消法

「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成28年（2016年）12月に国会で成立した。

現在もなお、部落差別が存在していることを踏まえた上で、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するための基本理念を定めたものである。国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実、教育・啓発、実態調査の実施について明記されている。法律成立の背景には、インターネット上に地名リストなどが掲示されたことなどがあると考えられる。

(6) 外国人

1 現状

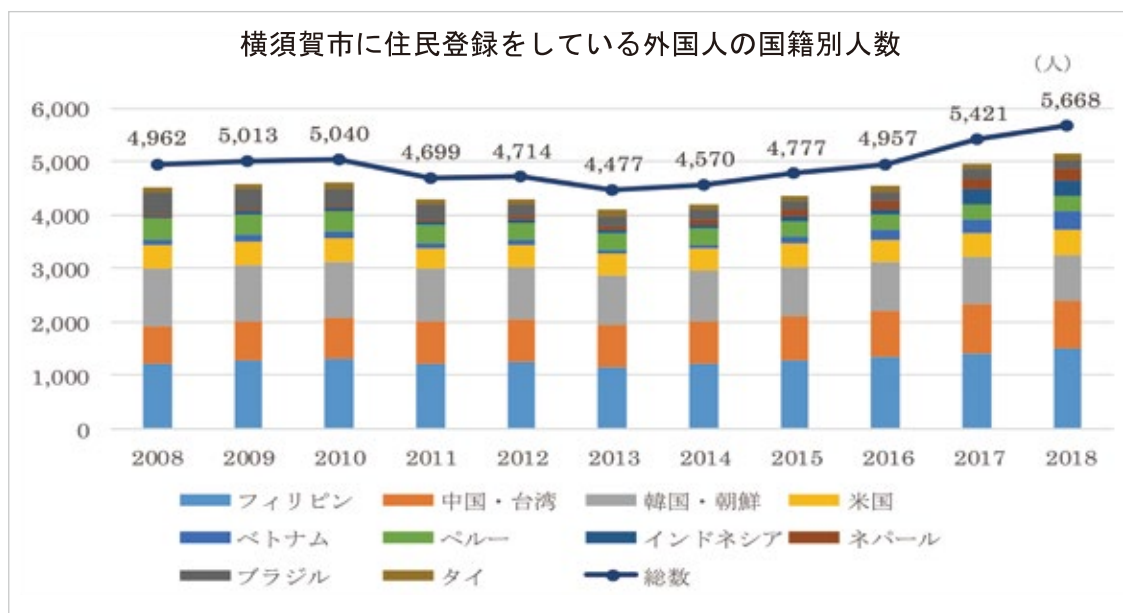
横須賀市に住民登録をしている外国人の数は、平成30年（2018年）4月1日現在、5,668人で、総人口に占める割合は約1.4%です。

過去10年間の推移を見ると、平成22年（2010年）から平成25年（2013年）にかけて減少しましたが、その後は、日本経済の回復基調に伴い増加を続けています。

国籍別人数では、フィリピン、中国・台湾、韓国・朝鮮、米国に続いて、かつては、平成2年（1990年）の入管法改正による日系人の就労などにより、ペルー、ブラジルが多くを占めていましたが、近年は、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ネパールが急増しています。これは、留学や外国人技能実習制度に加えて、二国間経済連携協定（EPA）により、インドネシア、フィリピン、ベトナムからの看護師・介護士候補者の受け入れが進んでいることなどが考えられます。

平成31年（2019年）4月1日に施行された改正入管法では、介護や建設など14業種での就労が認められる「特定技能1号」「特定技能2号」の2つの在留資格が設けられ、就労目的の外国人の増加が見込まれます。

また、インバウンド（外国人の訪日旅行）への取り組みによる外国人観光客も増加しており、2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本や日本文化への関心が高まる中、横須賀市を訪れる外国人はますます増えると考えられます。



※米海軍軍人・軍属は除く

出典：横須賀市市民部データより作成

※本市の外国人の人数は、年々増加傾向にあります。

2 これまでの施策

横須賀市は、平成9年（1997年）に策定した基本構想において、都市像を「国際海の手文化都市」と定め、横須賀市在住の外国人や横須賀市を訪れる外国人が交流を楽しみ、生き生きと暮らせるまちづくりを進めるため、さまざまな交流事業や生活支援事業を実施してきました。

3 課題

このような状況の中で、横須賀市の施策全般について、多文化共生の視点での配慮が求められています。災害時の対応や、法律・医療・福祉などの専門分野、学校教育や日常生活など、幅広い支援とその周知が必要となっています。

また、一方、近年では、特定の国籍や民族の人々を差別、排斥したり、それを煽ったりするような言動である「ヘイトスピーチ」が県内においても繰り返されるなど、社会的問題となっています。

4 施策の方向性（主な取り組み）

横須賀市は、「人権都市宣言」の理念である、「国籍を問わず、市民一人ひとりをかけがえのない個人として尊重」するまちづくりを進めるため、異なる文化や習俗、言語などに対する理解不足から生ずる偏見や差別をなくし、それぞれの違いを認め合い、尊重し合うことのできる多文化共生社会の実現に向けて、NPO団体などと協力しながら、さまざまな取り組みを進めていきます。

（1）外国人の生活の支援

外国人が日常生活を送る上で直面するさまざまな悩みや困りごとの相談に、多言語で対応します。必要に応じて、関係機関に同行したり、他の相談機関を紹介したりします。また、外国人が日常生活に必要な基本的な日本語を学ぶ講座や、災害への備えなどを学ぶ防災啓発事業を行います。

（2）相互理解を深める交流事業の実施

外国人と日本人が交流を通じて相互理解を深めるため、子ども同士の交流や、文化・スポーツを通じた交流など、さまざまな交流事業を行います。

（3）多言語による情報発信

日常生活に必要な情報の多言語化や横須賀市ホームページの自動翻訳などにより、多言語の情報発信に努めます。また、誰にでもわかりやすい「やさしい日本語」の使用に努めます。

（4）災害時における外国人の支援

災害時には、横須賀市ホームページや、防災行政無線、防災情報メールによる外国語での情報発信を行います。また、横須賀国際交流協会と連携し、避難所等に災害時通訳・翻訳ボランティアを派遣します。

（５）外国人の子どもたちの就学支援

日本語ができないために学校生活に支障をきたしている外国人児童生徒に対し、国際教育コーディネーターの配置や、日本語指導員・学校生活適応支援員を派遣し個別指導を行うなど、自らのルーツに連なる母語も大切にしながら、日本語能力の向上と学校生活への早期適応を図ります。

（６）外国人の医療の確保や健康増進に関する情報提供

救急現場において、三者間同時通訳システムなどを利用した外国語対応を行います。医療費の支払いが困難な外国人の救急医療を確保するための制度について、関係医療機関への周知を図ります。また、外国人が医療機関を受診しやすくなるように外国語診療マニュアルや問診票について市内医療機関に紹介したり、横須賀市の行う保健サービスをより受けやすくしたりするよう、情報提供に努めます。

コラム

ヘイトスピーチとヘイトスピーチ解消法

近年、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的、扇動的な言動、いわゆる「ヘイトスピーチ」が社会的な問題となっている。一人ひとりの人権が尊重され、あらゆる差別のない成熟した社会を実現する上であってはならないことである。

このような状況の中、平成28年（2016年）にヘイトスピーチ解消法が成立し、不当な差別的言動のない社会の実現を目指した取り組みを推進していくことが定められた。